

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表中「「法」という。）」の次に「及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この表において「規則」という。）」を加え、同表に次のように加える。

8	規則第60条第1項の規定に基づく開発行為又は建築等に関する証明書の交付	1件	700円
---	-------------------------------------	----	------

別表第5の8の表3の項中「8,390円」を「9,000円」に改める。

別表第5の9の表1の項中「41,000円」を「45,260円」に改め、同表2の項中「18,000円」を「20,000円」に改め、同表3の項中「11,000円」を「12,300円」に改め、同表4の項中「43,000円」を「48,000円」に改め、同表5の項中「22,000円」を「26,000円」に改め、同表6の項中「16,000円」を「19,110円」に改める。

別表第5の12の表3の項中「1,000円」を「1,500円」に改め、同表4の項中「1,500円」を「2,000円」に改める。

別表第5の13の表1の項中「14,700円」を「16,900円」に改め、同表2の項中「6,400円」を「7,400円」に改め、同表3の項中「2,400円」を「2,800円」に改め、同表4の項中「4,000円」を「4,800円」に改める。

別表第5の17の表1の項中「29,000円」を「34,900円」に改め、同表2の項中「11,000円」を「13,300円」に改め、同表3の項中「7,200円」を「7,600円」に改め、同表4の項中「4,000円」を「4,400円」に改め、同表5の項中「11,000円」を「13,300円」に改め、同表6の項中「5,600円」を「6,700円」に改め、同表7の項及び8の項中「90円」を「100円」に改め、同表9の項中「29,000円」を「34,900円」に改め、同表10の項中「11,000円」を「13,300円」に改め、同表11の項中「29,000円」を「34,900円」に改め、同表12の項中「11,000円」を「13,300円」に改め、同表13の項中「29,000円」を「34,900円」に改め、同表14の項中「11,000円」を「13,300円」に改め、同表15の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表16の項中「2,900円」を「3,400円」に改め、同表17の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表18の項中「2,900円」を「3,400円」に改め、同表19の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表20の項中「2,900円」を「3,400円」に改め、同表21の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表22の項中「2,900円」を「3,400円」に改める。

別表第5の18の表1の項中「4,000円」を「5,000円」に、「1,000円」を「1,500円」に改める。

別表第5の21の表6の項中「1,000円」を「1,500円」に改め、同表7の項中「1,500円」を「2,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市手数料条例別表第3の1の表並びに別表第5の8の表、9の表、12の表、13の表、17の表、18の表及び21の表の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は請求に係る手数料から適用し、同日前の申請又は請求に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、開発行為等及び保健衛生に関する事務の手数料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要による。